



「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を廃止します

本件の概要

改正個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）をもって、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を廃止します。

1. 概要

経済産業省は、平成16年10月に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定し、諸環境の変化を踏まえて、必要な見直しを行って参りました。


改正個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）以降、現行の各省庁のガイドラインは、原則として個人情報保護委員会が定めるガイドライン（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」他3編）に一元化されることになるため、同日をもって、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を廃止します。

2. 平成29年5月30日以降について

個人情報保護委員会が定めるガイドライン（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」他3編）は、平成28年11月30日付けで公表されており、平成29年5月30日から施行されます。

[個人情報保護委員会ウェブページ「改正法の施行準備について」](#) 

なお、改正個人情報保護法の全面施行後は、主務大臣制は廃止され、事業者の監督は個人情報保護委員会に一元化されますので、個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応については、下記の告示をご覧ください。

[個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）](#) 

担当

商務情報政策局 情報経済課長 佐野

担当者：中村、目加多

電話：03-3501-1511（内線 3961～3）

03-3501-0397（直通）

03-3501-6639（FAX）

公表日

平成29年5月23日(火)
